

南伊豆町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



令和元年 6 月

南 伊 豆 町

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、伊豆半島最南端に位置し、北は天城山脈に連なる山々、南西部は太平洋の大海原を望める、豊かな自然に囲まれており、こうした海と山が織りなす壮大な自然美と太平洋の黒潮がもたらす温暖な気候から第1次産業を基幹産業としてきた。

しかしながら、農林水産業者の高齢化や担い手不足により、農林漁業は厳しい状況にあり、耕作放棄地や山林荒廃の深刻化が見込まれている。

こうした現状を踏まえ、町の面積の約8割を占める山林の未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電を行うことにより、町森林整備計画に配慮した中山間森林の整備及び有効活用に努めるとともに、農林業の活性化や雇用の創出等、再生可能エネルギー発電の促進と農林業の持続的な発展を目指すものとする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地 区	区域の所在	地 目	面 積	備 考
岩 殿	字鯨岡 84-2	田	1,094 m ²	
	字鯨岡 84-3	田	252 m ²	

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地 区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
岩 殿	バイオマス発電 (木質・ガス化)	140kw	70kw×2

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当なし

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備 考
設備整備者が、発電事業の燃料となる木材を地域内から長期的かつ安定的な価格で買い取ることで、里山再生、獣害対策、環境保全に寄与するとともに、地域人材の雇用創出を図る。	具体的内容は事業者と協議する。

6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 環境の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観が作られていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮をする。

(3) 周辺住民の生活環境に対する配慮

地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、十分配慮するとともに、著しい影響が予測・確認された場合は、撤去も含めて改善策を講ずるものとする。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価に関する事項

(1) 目標

地域の農林業の健全な発展に資する取組みを行う木質バイオマス発電施設を1,000kw 導入することを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況、農林業の健全な発展に資する取組み内容等）を調査する。目標が達成されない場合、その原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は、設備設置事業者が直ちに土地の原状を回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとする。設備整備計画の審査を行う際には、これらに事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針

南伊豆町は、農林地の効率的かつ総合的な利用の確保と再生可能エネルギー発電設備の円滑な整備の促進を図るとともに、地域の農林業その他の事業に従事する者又はその組織する団体が農林業の活性化を図るために取り組む活動を支援する。

そのために必要となる所有権等の移転・設定や農地転用等については、より円滑な用地の確保、権利移動等を行うため、所有権移転等促進計画を関係者の合意の上作成するものとする。

(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

ア 同種の再生可能エネルギー発電設備の整備や農林地の農林業上の利用を行う場合の地代等を勘案して算定する。

イ 対象となる土地が地価公示法第2条第1項に規定する都市計画区域に所在し、かつ同法第6条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものである場合には、公示価格を基準とした価額を基礎として算定する。

また、移転される所有権の移転の対価の支払い方法については、所有権移転等促進計画に定める支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関口座への振込みにより支払い、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払う。

(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等

①設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準

ア 再生可能エネルギー発電設備の用地として利用する場合にあつては、設備整備計画における再生可能エネルギー発電設備の試用期間等を踏まえた期間

イ 農林業関連施設の用地として利用する場合にあつては、その耐用年数、その運営に係る事業計画の年数等を考慮した期間

ウ 農地として利用する場合の土地の権利の存続期間については、農地の利用調整を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ関係農業者の多くが希望する期間

エ 林地として利用する場合にあつては、森林の育成に係る期間が通常数十年と長いことに配慮した期間

②設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準

移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間とする。

③設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

ア 再生可能エネルギー発電設備の用地の地代等については、南伊豆町の他の区域における再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格を調査したうえで算定する。

イ 農林漁業関連施設の用地については近傍の同種の施設用地の地代又は借賃の額に比準して算定する。

ウ 農地の地代等については、農業委員会が提供している農地の借賃等に関する情報も参考にしつつ、当該のうちの生産条件等を勘案して算定する。

エ 採草放牧地又は林地については、それぞれ近傍の採草放牧地又は林地の地代又は借賃の額に比準して算定する。

地代又は借賃は、毎年所有権移転等促進計画に定めた日までに、口座振り込み又は持参により支払う。

(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項

①農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件
有益費の償還等権利の条件を所有権移転等促進計画に定めるものとする。

②その他の農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項

農林地所有権移転等促進事業によって成立する法律関係が明確になるよう、当事者間の契約の種類（売買、贈与等）を所有権移転等促進計画に定めるものとする。

10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確

実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

（３）区域外の関係者との連携

本町、再生可能エネルギー発電事業者、農林漁業等の関係者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

